

●外部評価対応委員会運営要綱

〔平成27年6月19日
日本学術会議第214回幹事会決定〕

(設置)

第1 外部評価対応委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第25条第1項に基づく委員会として幹事会に附置する。

(任務)

第2 委員会は、外部評価実施規程第2条第1項の規定に基づき、有識者による外部評価の実施に係る事項について審議を行い、対応する。

(組織)

第3 委員会は、会長、副会長及び会員又は連携会員若干名をもって組織する。

(庶務)

第4 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局企画課において処理する。

(雑則)

第5 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。